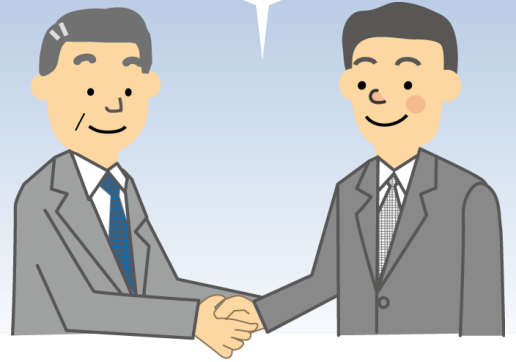


中央区高齢者 雇用企業 奨励金



65歳以上の中央区民を、無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークの紹介により、一定期間継続して雇い入れた（週の労働時間が20時間以上のものに限り）事業主に対して、奨励金を交付します。

奨励金の額

労働時間	雇用期間	6か月継続して雇用している場合	1年間継続して雇用している場合
週労働時間 20時間以上30時間未満		2万円	3万円
週労働時間 30時間以上 ※週労働時間20時間以上30時間未満の雇用契約の場合でも、労働実績が30時間を超える場合も含まれます		4万円	6万円

◎雇用期間が6か月の段階で2万円または4万円を交付し、さらに6か月経過した段階で、3万円または6万円を交付します。

交付要件

※下記の要件をすべて満たすことが必要です

- ① 雇い入れ日現在**65歳以上の中央区民**と、**週20時間以上の雇用契約を締結**し、実際に一定時間労働させていること。
- ② 雇用契約締結にあたって、**無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークからの紹介**を受けていること。
- ③ 雇用した高齢者を、一定期間継続して（6か月以上）雇用していること。
- ④ 雇用した高齢者について、本奨励金の交付を受けたことがないこと。
- ⑤ 事業主と雇用した高齢者との間に、親族関係等密接な関係がないこと。

申請に必要な書類

※下記の5種類の書類全てご準備ください。

- ① 奨励金交付申請書（※）
- ② 雇用契約書の写し
（週労働時間が20時間以上の雇用契約が確認できるもの）
- ③ 出勤簿・タイムカード等の写し
- ④ 賃金台帳・給与明細等の写し
- ⑤ 無料職業紹介所シルバーワーク中央またはハローワークからの紹介状の写し、紹介証明書等

※奨励金交付申請書は、中央区ホームページからダウンロードできます。
中央区ホームページで「高齢者雇用企業奨励金」と検索してください。

申請期限

雇い入れた日から6か月または1年経過した日の翌日から3か月以内に、
高齢者福祉課に申請書等の書類一式を提出してください。

よくあるご質問

Q1. 事業所の所在地は中央区外ですが、奨励金の対象となりますか。

A1. 対象となります。事業所の所在地は、中央区に限りません。

Q2. 出勤簿や給与明細などは、何か月分提出しますか。

A2. 6か月継続して雇用している場合には、契約した月を含めて6か月分、1年継続して雇用している場合には、契約した月を含めて1年分ご提出ください。

Q3. 申請書等の書類を提出した後は、どのような流れになりますか。

A3. 申請内容を確認し、区より、奨励金の交付決定、または不交付決定の通知をお送りいたします。

奨励金は口座振り込みとなりますので、交付決定の場合には、交付決定通知書と併せて送付します、口座登録の書類等にご記入いただき、区にご返送ください。
その後、奨励金を交付いたします。

問合せ・提出先

〒104-8404 中央区築地1-1-1

中央区 福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者活動支援係 （電話）03-3546-5334